

静岡県告示第630号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和2年9月11日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

東野田No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
島田市		野田	東野田	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と16号を昭和55年静岡県告示第268号で指定した区域の北側境界線に向かって結んだ線に囲まれた区域
				94-3 地先道路 1号
				96 2号
				95-10 3号
				95-2 4号
				95-5 5号
				100 6号
				160 7号
				162 8号
				162 9号
				164 10号
				164 11号
				162-2 12号
				90 13号
				92-5 14号
				92-3 15号
92-1 地先道路 16号				